

# すこやかに 年を重ねて

～みんながほっとする地域をめざして～

高齢者が元気で長生きしていただくために、健康推進員が地域のサロンなどでボランティアとしてお手伝いをしています。



手作りの昼食  
も大好評！

なじみの歌に合わせて棒体操！

♪あふるさとへ 帰ろかな  
かえろかな~~~~♪

- 健康体操
- ゲーム遊び
- 折り紙
- お花見
- 栄養のバランスを考えた食事の提供

めざせ百歳！

問い合わせ

健康推進課内 健康推進員協議会事務局  
☎ 65-0703 FAX 63-4591

変わりました！

## 介護保険

この4月から介護保険法が変わり、下の図のように要介護状態区分により利用できるサービスやケアマネージメントの場所が変わりました。

1 各支所または介護福祉課に要介護認定申請用紙を申請します。

2 医療機関からの意見書、市の職員等による訪問調査の実施を行います。

3 介護認定審査会で審査され、右欄のような要介護状態区分が判定され、結果が送付されます。

要介護状態区分

利用できるサービス

ケアマネジャーがいる相談場所

要介護5  
↓  
要介護1

介護保険での介護サービス

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人で、生活の維持・改善を図るためのさまざまな介護サービスを利用できます。

居宅介護支援事業所

\*一覧表は、各支所や介護福祉課にあります。  
1カ所、お選びください。

要支援2  
↓  
要支援1

介護保険での介護予防サービス

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が良くなる可能性が高い人などが受けるサービスです。

甲賀市地域包括支援センター

\*甲南保健センター内にあります。

☎ 86-8033・8034

非該当  
(自立)

市が行う介護予防事業

介護保険の対象者にはありませんが、市が行う介護予防事業の支援やサービスを利用できます。

問い合わせ 介護福祉課 ☎ 65-0697・0699 FAX 63-4085